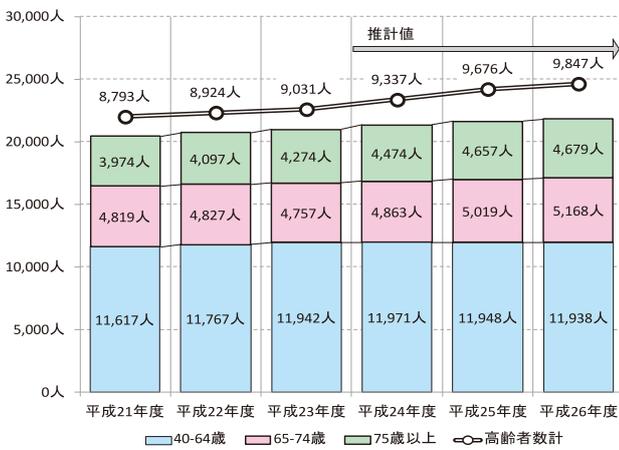
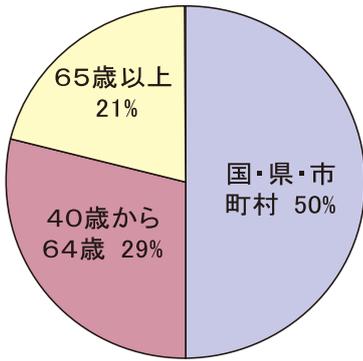


今年度から65歳以上の皆さんの介護保険料が改定されます
第5期 葉山町介護保険料の改定について(平成24年度～26年度)

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要となっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくもので、40歳から64歳までの皆さんからは医療保険の保険料として一括して納めていただき、65歳以上の皆さんからは、介護保険料として直接市町村に納めていただいています。

今回、介護保険法の規定により、平成24年度から26年度までの介護サービスの見込量について見直しを行い、第5期介護保険事業計画として、新たな介護保険料を設定しました。介護保険料は、介護サービス利用料に応じて設定されます。

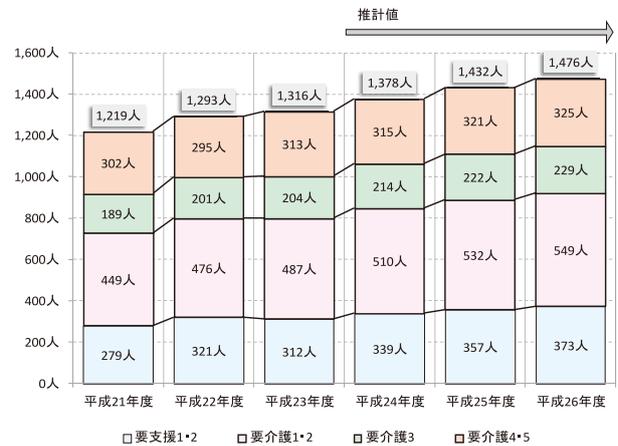
介護サービス費の負担割合



〔高齢者人口推計〕

近年、本町の65歳以上高齢者数、要介護認定者数はともに増加傾向であり、かつ要介護高齢者の多くは認知症であることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、また、平成27年度からの第6期計画における介護老人福祉施設等の施設整備の検討が課題となっています。

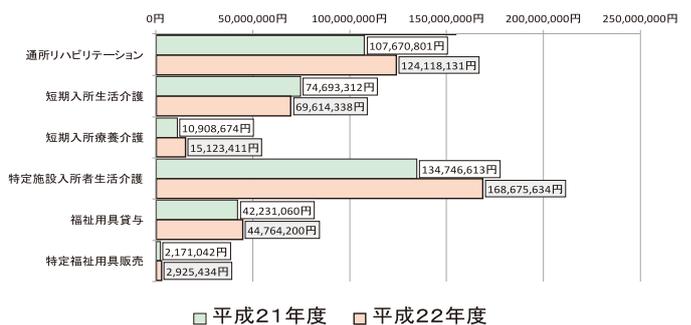
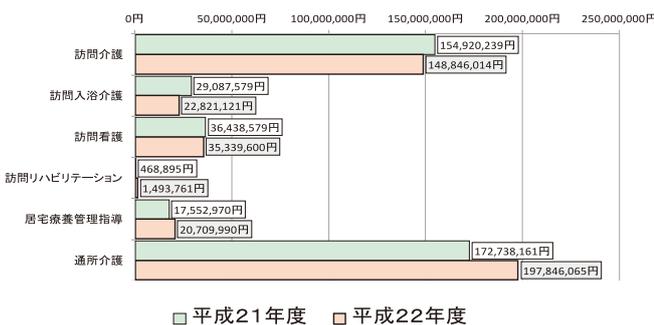
〔要介護認定者数推計〕



65歳以上高齢者数、要介護認定者数の増加に伴い、居宅系サービスを筆頭に、近年、本町の介護サービス給付費はおおむね増加傾向にあり、第5期計画期間中(平成24年度から26年度まで)の給付費も増加すると見込まれます。



〔例〕平成21年度、22年度の居宅系サービスの給付実績



【介護総給付費の見込み】

介護が必要となった場合も安心して生活を送ることができるよう、質の高い介護サービスを提供することが求められるため、介護サービスの質と量の充実を図り、医療との連携を図りながら、真に必要なサービスを提供できるよう適正な額の事業費を確保する必要がありますが、そのためには居宅介護サービス費をはじめ介護総給付費の上昇は必至となっております。

本町においては介護給付費準備基金を可能な限り取り崩すことで介護保険料の上昇を抑制し、また保険料段階を9段階から11段階に設定することで、より所得に応じた保険料設定を行いました。

また、地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護給付費の適正管理に努めてまいります。

※「地域包括ケア」とは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考えです。



【第5期 葉山町介護保険料（平成24年度～平成26年度）】

※基準額以外の月額保険料は、年額保険料を基本に12月で分割した参考値であるため、端数処理の関係で12倍した際、年額保険料と合致しない場合があります。

問合せ 福祉課

☎内線 2325234

区分	基準額に対する割合	月額保険料	
		年額保険料	基準額
本人が町民税非課税者	第1段階 生活保護受給の方または、老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が町民税非課税の方	2,330円	27,960円
		2,330円	
	第2段階 本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	3,262円	39,144円
		3,355円	
	第3段階 本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方 ※第2段階に該当しない方	4,427円	53,124円
		4,660円	
第4段階 本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ※第1段階、第2段階、第3段階に該当しない方	4,660円	55,920円	
	5,825円		
本人が町民税課税者	第5段階 本人は町民税非課税の方で、世帯の中に町民税課税者が含まれており、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	6,990円	69,900円
		6,990円	
	第6段階 本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	7,083円	84,998円
		7,922円	
	第7段階 本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	9,320円	95,064円
9,320円			
第8段階 本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	11,840円	111,840円	

平成24年度 町県民税(住民税)改正のお知らせ

大きな変更は次の2点です！

- ① 扶養控除の見直し
- ② 同居特別障害者加算の特例の改組

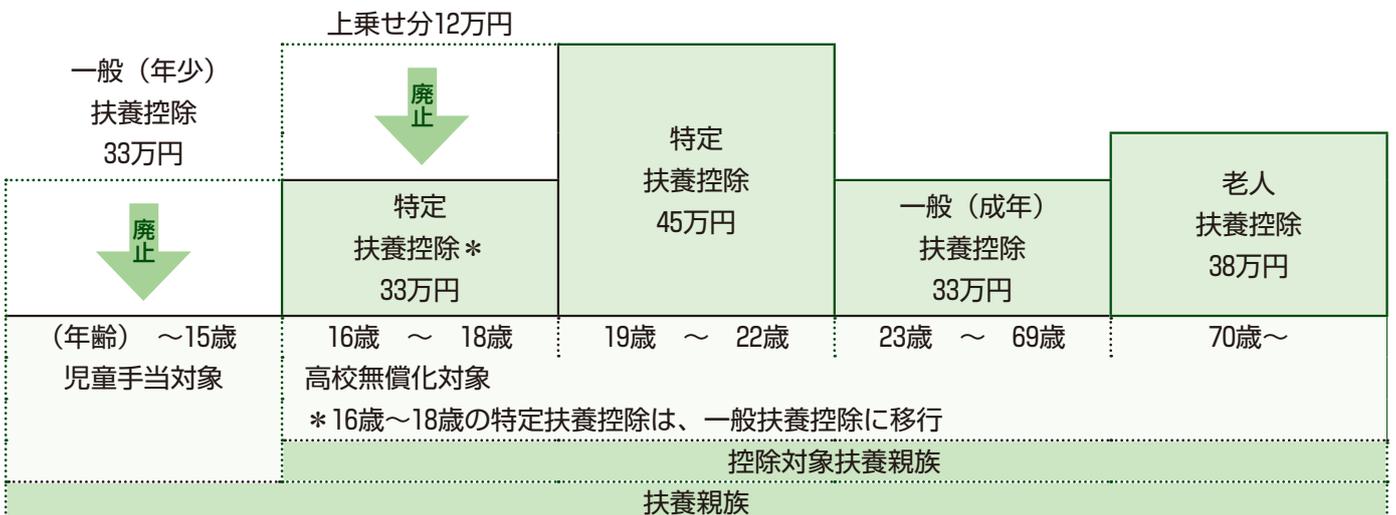
19歳未満の扶養控除が対象となります。

① 「扶養控除の見直し」について

- ・「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当（児童手当）の創設とあいまって、年少扶養控除（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいう。）に対する扶養控除が廃止されました。
- ・高校実質無償化に伴い、特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ分（12万円）を廃止し、扶養控除の額が33万円とされました。

※年少扶養親族に係る扶養控除の廃止後も町県民税（住民税）の非課税限度額に変更はありません

例1) 16歳未満の子供1人を扶養していた場合				例2) 16歳以上19歳未満の子供1人を扶養していた場合			
給与収入 600万円				給与収入 600万円			
給与所得金額 426万円				給与所得金額 426万円			
内訳	改正前	改正後	差額	内訳	改正前	改正後	差額
社会保険料控除	20万円	20万円		社会保険料控除	20万円	20万円	
配偶者控除	33万円	33万円		配偶者控除	33万円	33万円	
扶養控除	33万円	0円	33万円	扶養控除	45万円	33万円	12万円
基礎控除	33万円	33万円		基礎控除	33万円	33万円	
控除合計	119万円	86万円	33万円	控除合計	131万円	119万円	12万円
税額	309,500円	342,600円	33,100円	税額	297,500円	309,500円	12,000円
* 子ども手当の創設				* 高校実質無償化			



② 「同居特別障害者加算の特例の改組」について

- 年少扶養に対する扶養控除の廃止に伴い、納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族が同居の特別障害者である場合において、特別障害者控除に23万円を加算する措置に改められました。

《 改正前 》



《 改正後 》



*加算の対象が、扶養控除等から特別障害者控除に改められました

※16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除は適用されませんが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除は適用されますので、必ず申告をしてください

【 控除額表 】

区分			町県民税（住民税）		所得税 （改正後）
			改正前	改正後	
配偶者	一般配偶者		330,000円	330,000円	380,000円
	老人配偶者（70歳～）		380,000円	380,000円	480,000円
	同居特別障害者加算		230,000円	0円	0円
扶養	一般（年少）扶養親族	0歳～15歳	330,000円	0円	0円
		16歳～18歳	450,000円	330,000円	380,000円
	特定扶養親族	19歳～22歳	450,000円	450,000円	630,000円
		一般（成年）扶養親族	23歳～69歳	330,000円	330,000円
	老人扶養親族（70歳～）	同居老親等以外	380,000円	380,000円	480,000円
		同居老親等	450,000円	450,000円	580,000円
	同居特別障害者加算		230,000円	0円	0円
障害者	一般の障害者		260,000円	260,000円	270,000円
	特別障害者		300,000円	300,000円	400,000円
	同居特別障害者		0円	530,000円	750,000円

※ 平成24年度町民税県民税納税通知書及び税証明書のお知らせ

平成23年10月に役場の全庁システムが入れ替わったことに伴い、今年度からお送りする町民税県民税納税通知書の書式が変更されました。

発送日は、6月11日(月)になります。第1期の納期限は、7月2日(月)です。

平成24年度（平成23年中）の所得に関する証明書の発行開始日は、6月11日(月)になります。

問合せ 税務課 ☎内線251～253